

令和元年度 第2回松川町有害鳥獣駆除対策協議会 次第

日時 令和元年 12 月 4 日 (水)

午後 5 時 30 分から

場所 松川町役場 2 階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和元年度 事業進捗状況について

- | | |
|----------------------|----|
| ①事業状況報告 (中間) | 3 |
| ②施設修繕等執行状況 (中間) | 7 |
| ③有害鳥獣捕獲等資材の貸し出しについて | 8 |
| ④有害鳥獣捕獲許可数及び捕獲数 (中間) | 9 |
| ⑤無自覚な野生動物の餌付けをやめよう | 10 |

今後の予定

- ① 上片桐大沢地区、防護柵への門扉の設置について
- ② 各種門扉への取っ手の取付について

(2) 令和2年度 事業要望について

国庫補助予算要求：急傾斜地緩衝帯整備、
地域での追払い事業 (専門家による研修会)

(3) その他

竹林整備活動に関する交付金利用説明会の開催について 11

4 閉会

令和元年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
松川町長	宮下 智博	会長
松川町猟友会長	下澤 政弥	
松川町猟友会 副会長	水野 一昭	
松川町猟友会 副会長	原田 秋雄	
松川町猟友会 副会長	大蔵 啓博	
松川町猟友会 有害鳥獣駆除班長	林 良久	
JAみなみ信州 理事	木下 稔	
JAみなみ信州 松川支所長	東田 誠	監査委員
JAみなみ信州 松川支所営農課長	坂巻 勲	
飯伊森林組合 北部支所長	金原 史人	
鳥獣保護員(松川町(生田を除く)、高森町)	横前 嘉夫	
鳥獣保護員(松川町(生田)、豊丘村)	北林 重男	生田
松川町交番所長	小林 幸彦	
松川町教育長 (A)	高坂 敏昭	
南信州農業改良普及センター所長	神通川 洋一	
松川町農業委員会 会長	佐藤 清	
松川町農業委員会 会長代理	大木島 康義	
上片桐区長(区長代表)	大澤 今男	監査委員
上片桐地区協議会長	藪原 博司	
古町区長	中川 初俊	
上新井区長	米山 忠章	
名子区長	松澤 吉保	
大島区長	関 克義	
大島地区協議会長	片桐 光好	
生東区長(地区協議会長兼務)	小椋 吉範	
部奈区長(地区協議会長兼務)	林 貞喜	
福与区長(地区協議会長兼務)	清水 正育	
事 務 局		
産業観光課長	米山 清博	
産業観光課農林係長	宮島 公香	
産業観光課農林係主査	北原 正将	
産業観光課農業振興係長	矢沢 隆	
産業観光課農業振興係主任	安部 日向子	

松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業進捗状況報告

2019.12.4

随時・・・各地区からの電気柵等の破損状況報告（補修申請書提出）
（強風、豪雨、雷、台風発生時等）現地確認の実施：修繕の実施

5月・・・有害駆除期間 前期（5/1～11/14）
協議会の開催（事業計画・予算案の承認）
町への補助概算要求

7月・・・豚コレラ対策の為、
各林道出入り口（鳥獣害防護柵の扉付近）に、消毒液の設置
国庫補助：鳥獣被害防止総合対策交付金の内示・計画書の提出

8月・・・南信州農業改良普及センターでの通電調査
急傾斜地緩衝帯整備事業 契約→実施 9月完了
林道出入り口門扉への取っ手の設置 8か所

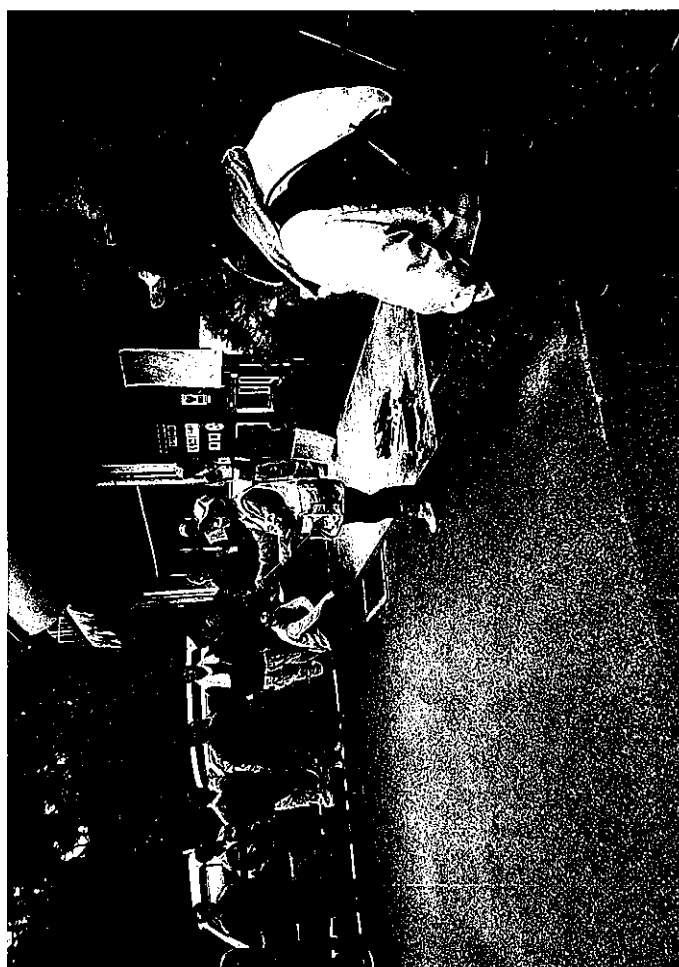
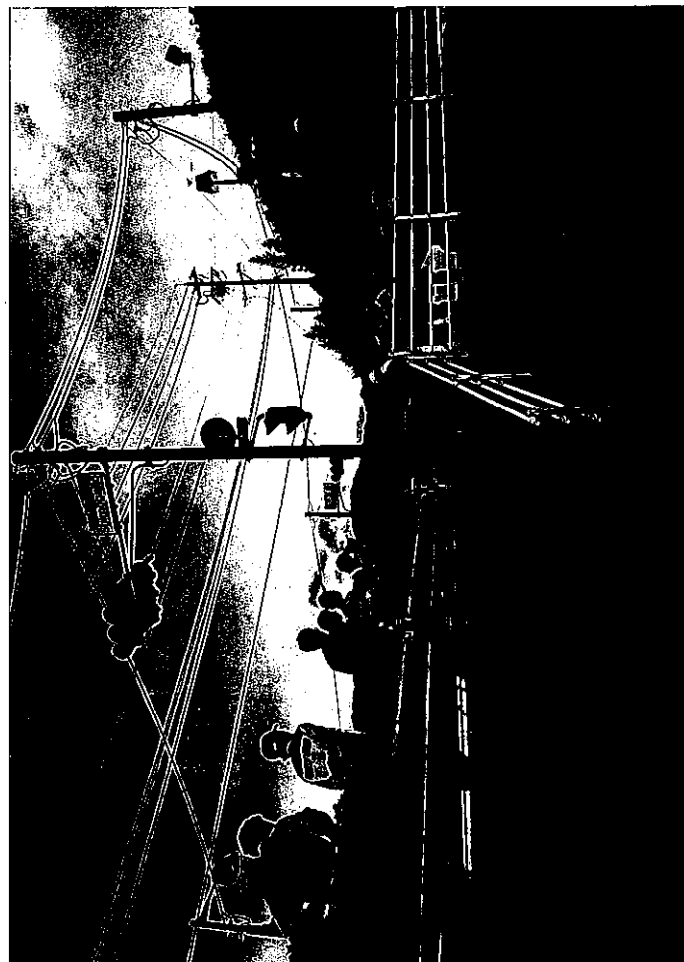
9月・・・高森町での豚コレラ発生 その後、イノシシの検疫検査開始
名子区・大島対策協議会合同 サル追い実施（城山公園から南へ）

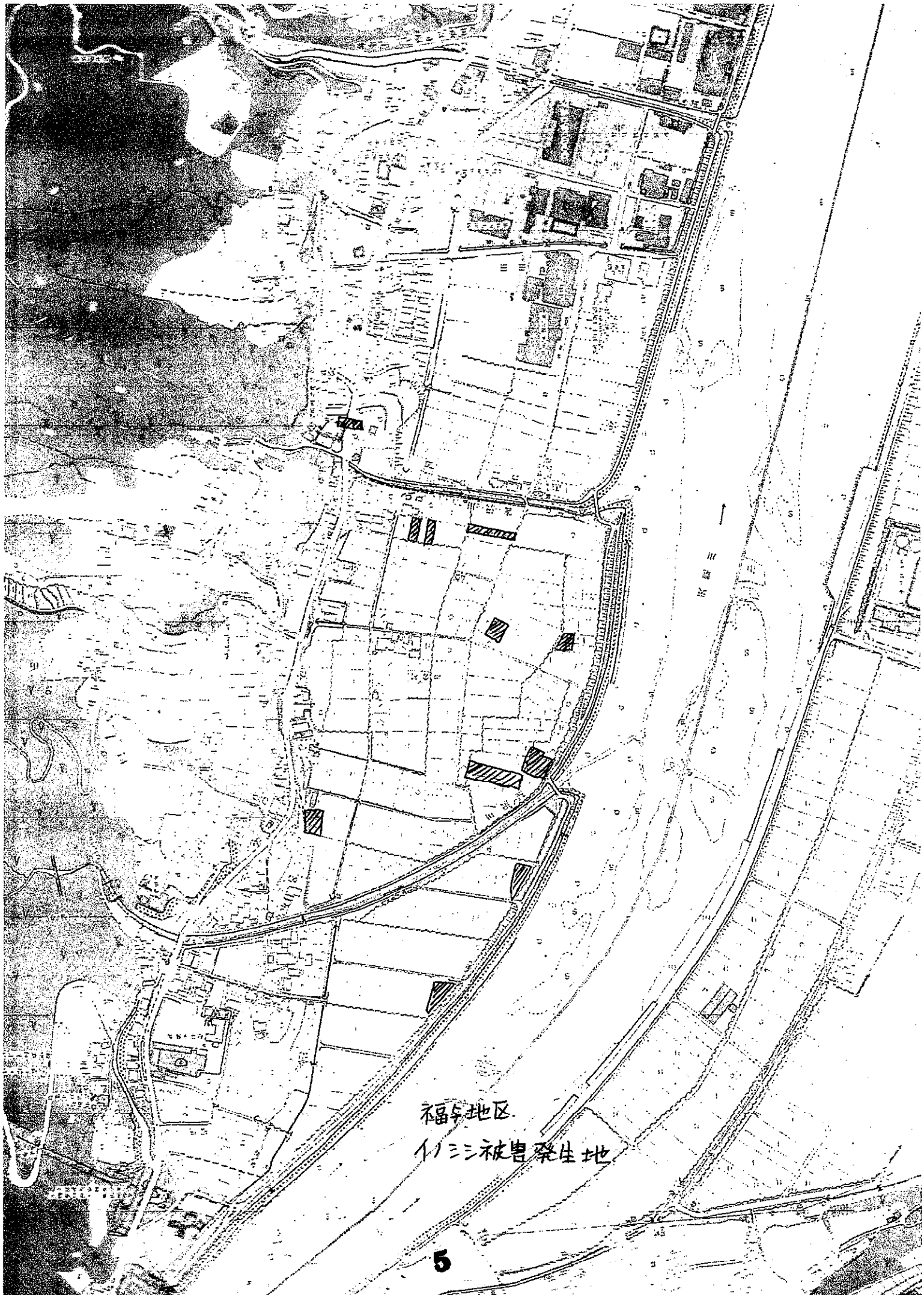
10月・・・台風19号による被害
部奈地区で5か所&大型捕獲檻の破損・・・修繕実施

11月・・・11/15～2/15 狩猟期間により猿以外の有害鳥獣駆除はできない
国庫補助：鳥獣被害防止総合対策交付金の実施報告書提出

12月・・・第2回 協議会の開催（次年度への計画・要望等）
国庫補助：11日振込予定

※ イノシシ・シカ・猿の発生被害の報告があり、猟友会（有害駆除班）にお願いし、わなの設置等、随時行っていただきました。





電柵のこまめな点検をお願いします

平素は電柵の点検・管理にご尽力いただきお礼申し上げます。

リンゴを中心とした果樹の採り入れの時期になってきました。毎年、この頃からサルの出没が目立つようになりますので、電柵の点検におかれましては電圧の確認だけでなく、柵の損傷や下記の事例なども点検して頂きますようお願いいたします。

- 電柵の網と地面の境に小動物が開けた(掘った)穴、あるいは、雨水等で土が流れて穴ができているような個所は、石や倒木などで塞いで下さい。小さな穴をきっかけに、サルのほか、イノシシ、時には熊が、さらに大きな穴にして通り抜ける可能性があります。倒木など、まずは、付近にある物で対応して下さい。もし、適当な物が無く、塞ぐのが難しい個所は、3役までご一報ください。全線に渡って確認いただきますようお願いいたします。急傾斜地など、作業が困難なところは、無理をしないよう、身の安全に注意して下さい。



網の折り返しの部分の下に穴があり
動物の出入りの形跡がある。



② 令和元年度 事業実施状況（中間報告）

1 施設修繕・急傾斜地除草・施設改良工事

地 区	内 容	修繕費（円）	完了月
部奈地区	24m 5ヶ所	2,244,310	R01.5～01.11
福与地区	5m 1カ所		
大島地区	電牧修理 1ヶ所		
上片桐地区	19.6m 3ヶ所		
生東地区	48m・扉 6ヶ所		
部奈・福与・ 大島・上片桐	急傾斜地除草 全9,524.6m×5m	1,242,000	R01.8～9
門扉取手改修工事	生東3カ所・部奈3カ所・上片桐2カ所	81,000	R01.8
合計		3,567,310	

2 捕獲資材購入

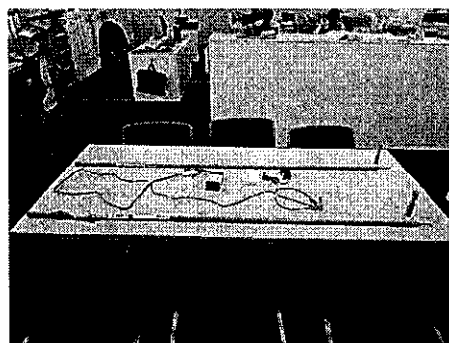
種類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）	備考
電動ガン	サル他	5セット	155,466	
その他資材	捕獲・修繕資材			
	合 計		155,466	

有害鳥獣捕獲等資材の貸し出しについて

① 電気止め刺し（5セット）

ア 配備先

支会	個数
役場	1基
大島	1基
上片桐	1基
生田	2基



② 捕獲オリ（踏み板式）（11基）

ア 貸出先 猟友会員

イ 貸出期間 協議の上、決定

ウ その他 サイズ：600×600×900

貸与状況

支会	個数
大島	3基
上片桐	3基
生田	2基
役場	3基



③ 電動ガン（30セット）

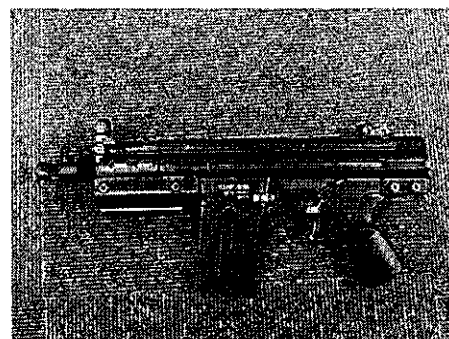
ア 貸出先 自治会、企業及び農業者

イ 貸出期間 協議の上、決定

ウ その他 BB弾は自己負担

貸与状況

地区	個数
大島	15基
名子	3基
上片桐	0基
生田	6基
役場	6基

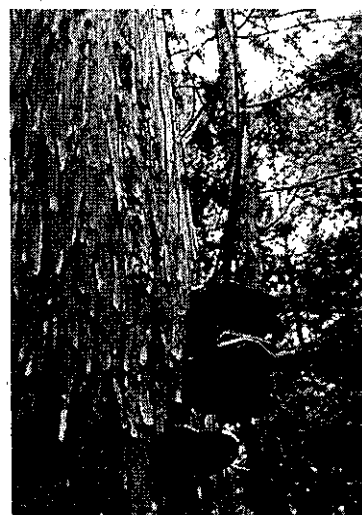


④ センサーカメラ

ア 貸出先 地元協議会

イ 貸出期間 協議の上、決定

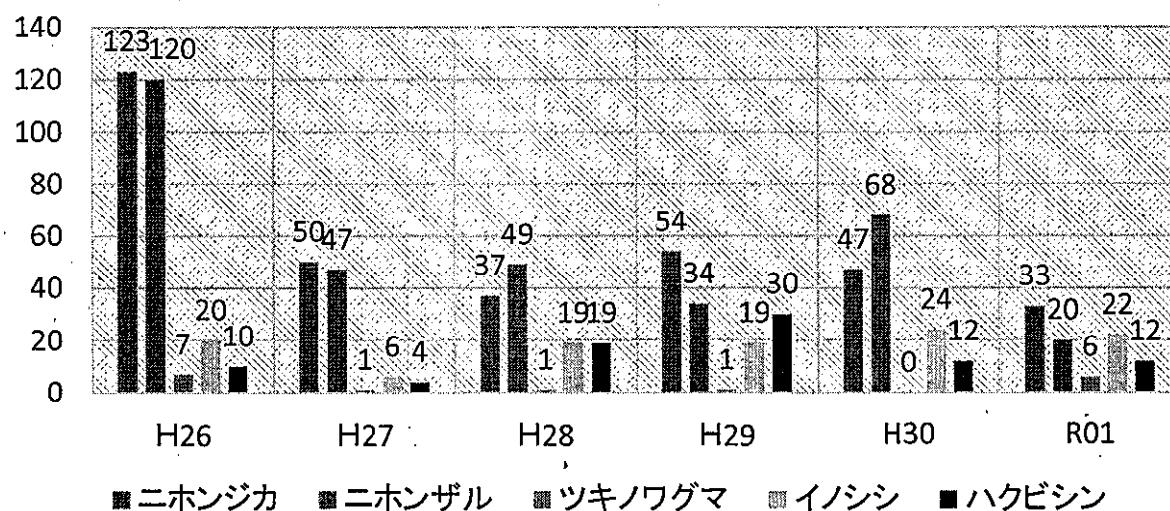
ウ その他 電柵等の野生動物の侵入経路を特定するために使用。



令和元年度 有害鳥獣捕獲許可数及び捕獲数

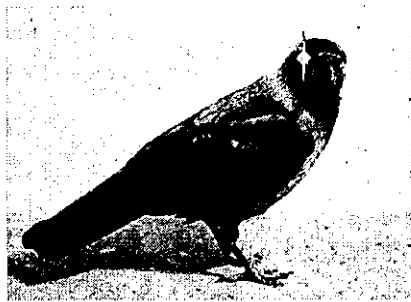
捕獲鳥獣名	捕獲許可数		捕獲数(中間)		前年 増減
	前年度				
ニホンジカ	47	50	33	頭	-14
ニホンザル	68	150	20	頭	-48
ツキノワグマ	0	6(随時)	6	頭	6
イノシシ	24	30	22	頭	-2
ハクビシン	12	30	12	頭	0
タヌキ	20	15	8	頭	-12
キツネ	8	10	5	頭	-3
カラス	0	150	0	羽	0

有害鳥獣捕獲数推移



無自覚な、

野生動物の餌付けを止めよう！



野生動物は狙っている・・・



- ・ 廃果を穴に集めている場合には、有害鳥獣に荒らされないよう確実に土を掛けて埋めるか、網を掛けて侵入を防いでください。
- ・ 柿や梨、りんご等の未収穫果は、枝につけたままにせず処理をしてください。
- ・ 今年有害鳥獣のエサ場になったところは、来年度以降もエサ場として認識されます。処理の徹底をお願いします。

飯伊野生鳥獣被害対策チーム
松川町
松川町農業技術者連絡協議会

竹林整備活動に関する交付金利用説明会の開催について（ご案内）

令和元年 12 月 2 日

産業観光課農林係

地域で森や竹林の整備等を計画されている皆さんへお知らせです。

次年度、計画されている事業に利用できる、交付金の説明会を下記の日程で開催いたします。

当日は、長野県南信州地域振興局林務課の担当の方が、申請から事業実施までのスケジュールや、近隣町村で行われている、竹林整備の事例についてお話しいただけますので、活動の参考にいただければと思います。

暮れのお忙しい時期とは存じますが、事業を計画されている皆さん並びに、これから計画される皆さんにお声掛けいただき、ぜひ、森の整備について御検討いただければと思います。

記

日 時 令和元年 12 月 10 日（火）午後 6：30～7：30

場 所 松川町役場 2 階 協議会室

講 師 南信州地域振興局林務課 小牧成美主査

内 容 森林・山村多面的機能発揮対策交付金について
整備対象事業、条件についての説明
事例報告
申請・事業実施・報告・交付までのスケジュール

※ 3 年間、01ha 以上の森林面積で、活動を実施できます。

一定の条件をクリアすることで、初年度は活動推進費 112,500 円に、整備活動費 1 年目 285,000 円/ha が交付されます。2 年目・3 年目は整備活動費のみ。

※ 地域の方にお声掛けいただき、ぜひお集まりください。松川町では、この事業に係る交付要綱を設置しておりますので、採択率も高く、事業費も 1/3 の金額が上乗せされます。

問合せ先

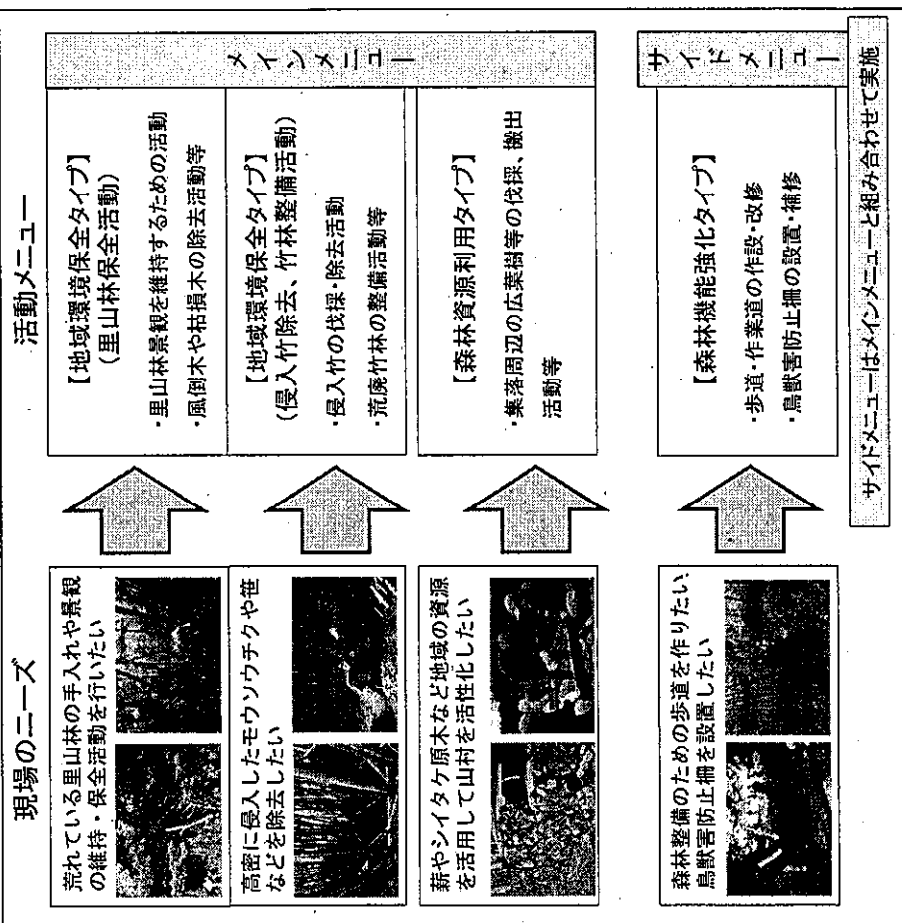
松川町役場産業観光課農林係

担当：宮島公香 北原正将

TEL 0265-36-7027

令和元年度 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」のご紹介

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持・管理されてきた森林です。
しかし、このような里山林は、昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んでいます。
そこで、林野庁では、地域住民、森林所有者等が協力して行う、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行います。

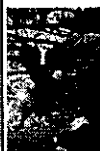


○森林・山村多面的機能発揮対策交付金の対象活動と支援内容

1 活動への支援

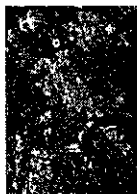
里山林の保全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額で支援を行います。(国の交付単価は年度当たりのものです。)

- ・活動推進費(3か年の活動計画の具体化に対する支援)
(国の交付単価：初年度のみ、112,500円)
現地の実況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等



メインメニュー

- ・地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」
(国の交付単価：120,000円/ha)
・雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地寄せ、植栽・播種、施肥、不要萌芽の除去、懸垂帯・防火帯、作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
- ・地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」
(国の交付単価：285,000円/ha)
・竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等



サイドメニュー

- ・森林機能強化タイプ
(国の交付単価：800円/m)
歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り



＜※見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んで下さい。＞

2 資機材への支援

1のような活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の1/2以内（一部の資機材については1/3以内）を支援します。

・1/2以内を支援する資機材
刈払機、チェーンソー、刈鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品等は対象外）

・1/3以内を支援する資機材
林内作業車、新割の機、薪ストーブ、炭焼き小屋

○支援を受けるには？

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

活動組織

構成員：

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等が地域の実情に拠りつた方（3名以上）で構成してください。
地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。
なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

対象森林：

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

活動区域：

地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。

活動計画書：

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画（原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。）、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。）

申請

都道府県単位の設立されている地域協議会に対して、申込みを行います。

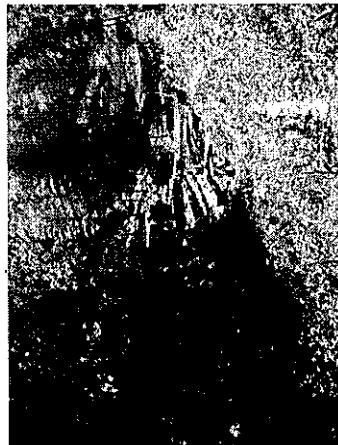
（地域協議会は、審査にあたって、活動を計画している市町村から、活動対象森林や活動内容の有効性等について、意見を聴取します。）

地域協議会の連絡先は、林野庁ホームページでも確認いただけます。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

○その他支援を受ける場合の留意点等

- ・1活動組織当たり、年度ごとに500万円（国からの交付額）を上限として支援（同じ場所では原則3年間支援）します。
- ・人工林でも活用できます。
- ・地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については、地域の森林組合などに作業の一部を委託することができず。
- ・採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ・また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。



詳細については、林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室
（☎03-3502-0048）に御相談ください。

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>